

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名(姓、名)	ハシモト マサコ 橋本 真佐子	授与番号 甲 1810 号
学位の種類	博士(学術)	授与年月日 2024 年 3 月 31 日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項該当者 [学位規則第4条第1項]	
博士論文の題名	同人雑誌『月映』の青年画家たち—生と死の分有による共同的創造—	
審査委員	(主査) 西 成彦 立命館大学大学院先端総合学術研究科教授	小川 さやか 立命館大学大学院先端総合学術研究科教授
	竹中 悠美 立命館大学大学院先端総合学術研究科教授	エリス 俊子 名古屋外国語大学世界教養学部教授
論文内容の要旨	<p>本論文は、東京美術学校の「画学生」、田中恭吉、恩地孝四郎、藤森静雄の三人が、大正3(1914)年から4(1915)年にかけて創刊号から第7号まで刊行した同人雑誌『月映(つくはえ)』をめぐる総合的研究である。論者は、まずこの三人を「青年画家」と定義づけ(第1章)ることから始め、同雑誌の大きな特徴である誌面の多くを占めている「創作版画」の時代背景をふり返った(第2章)うえで、「創作版画」の制作者が同時に詩歌をも寄せるという「詩画集」の形式を採用した経緯のひとつとして、竹久夢二との交流に注目する(第3章)。そして、第4章では『月映』の前身であったと言える回覧雑誌『密室』、第5章では公刊『月映』へと移行する以前の私輯『月映』を、時系列にそって丹念に読みこみ、最終的に上の三人が「試行錯誤」を経ながら同人としての絆を深めていく過程を描き出して、そこから公刊『月映』の解説へと進む。後半では、同誌が版画と詩歌から構成された雑誌であることをふまえ、ムンクやルドン、ピアズリーやゴッホの影響を受けたと推定される創作版画の作品や制作手法の分析に第7章を、当時は「死に至る病」とみなされていた結核を患っていた田中恭吉の作品を含む、詩歌の読解に第8章をあてて、多くのページが割かれたこの二章が論文全体の山場であるともいえるが、この二章を、雑誌全体の構成を固める役割を負った恩地孝四郎の「編集者」としての力量を見究める第6章と、田中恭吉の闘病生活にとどまらず、同人の身内を襲った死のことも大きく取り上げた「第4輯:死によりて挙げらるる生」に注目して、三人がそれぞれのやり方で死を「分有」し、哀悼の念によって結びつき、それが創作活動を駆動していたことを確認する第9章がはさみこまれるという構成を採っており、むしろこの第6章と第9章に論者の独創性が最も示されているといえる。そして、「終章」で田中恭吉の死とともに雑誌が終刊となっただけでなく、恩地孝四郎と藤森静雄がたどった歩みを簡潔にさらった上で、「結章」では『月映』を総合的に論じるには、創作版画と詩歌との「共鳴」に目を向けることもさることながら、同人同士の絆が生み出した「共同的創造」に目を向けることの重要性を見落としてはならないと指摘して本論は終わる。</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">論文審査の結果の要旨</p>	<p>本論文の背景には、『月映』の画家たちを論じた田中清光や、「版画家・恩地孝四郎」を論じた桑原則子、また『画文共鳴』の題で、田中恭吉をフォーカスしてその全体像に迫った木俣知史などのすぐれたモノグラフがある。また同時代の「青年」を取り上げた研究としては、平石典子の『煩悶青年と女学生の文学史』、また雑誌同人の「個性と共鳴」に目を向けた清水康次の『『白樺』派の研究』なども重要な先行研究である。</p> <p>本論文は、そうした先行研究の達成を着実にふまえつつ、しかし、同人三人の創作版画と詩歌を編集した恩地孝四郎の役割、そして同人・田中恭吉の結核発病にともなう「死に向き合う姿勢」を核とした同人間の「集合性」の形成などに注目することで、「青年画家」たちの「同人雑誌」ならではの特徴を『月映』が有していたことを丁寧に論じている。それは、竹久夢二の『夢二画集』や、文章と挿絵との序列関係を克服することがなかった雑誌『白樺』との異なりを通して『月映』をとらえようとする者が、今後は避けて通ることのできない論点となるだろう。何よりも実証的な手堅さに加えて、総合的な研究をめざしたことで、これまでの『月映』研究の水準を大いに高めたことが評価できる。</p> <p>ただ、審査員のあいだから、同人論が雑誌の制作に関わった同人三人の「共同」に目を向けてはいても、それが「青年」の「共同」であったことをどう解釈するのか、また「青年＝未熟」といった、いささか紋切型な見方に縛られるがゆえに、「青年」ならではのポジティブな力、「画学生」という属性が同人雑誌に与えた力をとらえそこなっているのではないか、などの指摘があり、これに関しては、時代背景も含めて、より「青年」概念の用い方を精緻化していきたいとの前向きな応答があった。</p> <p>またとくに第7章・第8章における創作版画と詩歌、それぞれに対する分析は、より精度を高めることで論文の質を上げられるとの指摘も、出版が実現できた場合には、絵画論・文学論としての厚みを心掛けたいと返答があった。</p> <p>しかし、膨大な資料を渉猟し、先行研究をふまえつつ、独自の芸術観、なかでも作家個人の才能や力量を論じて事足りりとするような読みの超克をめざした本論文の価値は損なわれるものではなく、これまで好事家と一部の研究者のなかで知られるにとどまっていた雑誌『月映』が果たした歴史的な役割に目を向けた最初の本格的論考として高く評価できる。</p> <p>以上、公聴会と論文審査の議論により、審査委員会は一致して、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">試験または学力確認の結果の要旨</p>	<p>本論文にかかわる口頭試問は2023年12月22日（金）10時から11時30分まで、衣笠キャンパス創思館302会議室において審査員4名によっておこなわれ、公聴会は2024年1月19日（金）18時から19時まで衣笠キャンパス創思館407・408教室において審査委員4名と多数の聴衆（対面とオンライン<Zoom>のハイブリッド実施）の参加によっておこなわれた。</p> <p>申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さにかんがみて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。以上により本審査委員会は、申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、博士（学術 立命館大学）の学位を授与することが適切と判断する。</p>

